

第9期 分別収集計画

令和2年3月

守口市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2, 3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7

守口市分別収集計画

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当市の最終処分を委託している大阪湾広域臨海環境整備センターでの最終処分計画は、令和14年度をもって受入れを終了する予定で、次の候補地を検討・模索している段階である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、廃棄物発生抑制に伴う焼却量の減少、すなわち最終処分量の削減による最終処分場の残余容量確保へと寄与するため、市民・事業者・行政のそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、一体となって取り組むべき方針を示すべく策定するものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の確保を図るため、市内から発生する廃棄物に対しての分別収集計画の確立と、ごみを減らす3R活動を中心とした発生抑制、再使用、再生利用の推進。
- ・市民、事業者、行政が一体となった取組みによる環境負荷の低減。
- ・分別収集の適正化と、ごみ処理に関する意識の高揚と啓発の推進。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
容器包装廃棄物	5,036 t	5,023 t	5,009 t	4,996 t	4,983 t

(内訳)

容器包装廃棄物の種類	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
主としてスチール製の容器	214 t	214 t	213 t	213 t	212 t
主としてアルミ製の容器	186 t	185 t	185 t	184 t	184 t
無色のガラス製容器	287 t	287 t	286 t	285 t	284 t
茶色のガラス製容器	372 t	371 t	370 t	369 t	368 t
その他のガラス製容器	315 t	314 t	313 t	312 t	311 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	14 t	14 t	14 t	14 t	14 t
主として段ボール製の容器	927 t	925 t	922 t	920 t	917 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	137 t	137 t	137 t	136 t	136 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	701 t	699 t	697 t	695 t	693 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,883 t	1,878 t	1,873 t	1,868 t	1,863 t
うち白色トレイ	100 t	100 t	100 t	99 t	99 t

※四捨五入の関係により合計が異なることがあります。

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施するにあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を分担し、相互に協力・連帯を図ることが重要である。

(1) 啓発活動の充実

ア. 地域住民への啓発活動

広報もりぐちや市のホームページでの情報提供やFM もりぐち、各種イベントでのPR活動、また、「ごみの排出手引き」及び「収集日程表」の作成及び配布を通じ積極的に取り組む。

イ. 出前講座、施設見学

ごみの減量化やリサイクルなどのごみ問題について、自治会その他団体からの要望に応じ出前講座や施設見学会を実施し一層の理解と関心を持ってもらうように取り組む。

ウ. 小学生への啓発活動

小学4年生を対象とした社会科授業の副教材を利用して、学校との連携を図り、施設見学会の機会を設け環境教育の充実に努める。

(2) ごみを減らす3R活動の推進

発生抑制…ごみを作らない 再使用…繰り返し使う 再生利用…再資源化する
上記の3R活動を積極的に推進する。

(3) 資源物の分別排出の周知・徹底の強化

ごみ排出時における資源物の分別排出徹底を、取り残しシール等を活用した啓発活動で促すとともに、持ち込みごみに対しては、搬入チェック体制の強化を図り「排出抑制と分別意識の向上」「再資源化の促進」等を更に推進する。

(4) プラスチックごみゼロ宣言

令和元年6月10日付けでプラスチックごみゼロ宣言を行い、市民・事業者・団体と協働し、3Rの推進や使い捨てプラスチック製品の使用削減、ごみのポイ捨て防止などに取り組むことで、プラスチックごみゼロを目指す。

(5) ごみ減量啓発とリサイクル展の開催

市民まつりなど、市や関係団体が主催する行事に積極的に参加し、ごみ減量啓発パネルの展示やアンケート調査の実施、また小型家電のサンプル展示や収集BOXの設置などを行い、循環型社会への取り組みを広く市民に啓発する。

(6) 再生資源集団回収の支援・促進

守口市再生資源集団回収奨励金交付要綱に基づき、日常生活に伴って排出される廃棄物の中から再資源化できる有価物を自主的に回収する、自治会や子供会等の営利を目的としない団体に対し、その活動を支援することを目的に奨励金を交付し、ごみの減量と資源の有効利用を図る。

普及活動を積極的に展開し未実施地域・団体の参加を促し、さらなるごみの減量、資源化の促進を図る。

(7) 事業所訪問指導の実施

事業系ごみの適正処理を促すため、事業所向けに作成した啓発冊子を活用し必要に応じ訪問指導を行い、廃棄物の排出抑制や適正処理の啓発に努める。

(8) 青い地球とゴミを考える市民会議と協働

ごみの減量化とリサイクル運動を生活習慣として定着させることを目的とし、賛同する団体及び企業の代表、個人等で構成される「青い地球とゴミを考える市民会議」との協働を図り、講演会や取り組み事例学習会などを開催し、広く市民・事業者に対して容器包装廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進に係るPR活動に努める。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空 き 缶
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん・ガラス
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	古 紙
主として段ボール製の容器	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法
第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	190 t		189 t		188 t		188 t		187 t	
主としてアルミ製の容器	95 t		95 t		94 t		94 t		93 t	
無色のガラス製容器	(合計) 287 t		(合計) 286 t		(合計) 285 t		(合計) 283 t		(合計) 282 t	
	(引渡額) t	(独自処理額) 287 t	(引渡額) t	(独自処理額) 286 t	(引渡額) t	(独自処理額) 285 t	(引渡額) t	(独自処理額) 283 t	(引渡額) t	(独自処理額) 282 t
茶色のガラス製容器	(合計) 240 t		(合計) 238 t		(合計) 237 t		(合計) 236 t		(合計) 235 t	
	(引渡額) t	(独自処理額) 240 t	(引渡額) t	(独自処理額) 238 t	(引渡額) t	(独自処理額) 237 t	(引渡額) t	(独自処理額) 236 t	(引渡額) t	(独自処理額) 235 t
その他のガラス製容器	(合計) 197 t		(合計) 196 t		(合計) 195 t		(合計) 194 t		(合計) 193 t	
	(引渡額) 197 t	(独自処理額) t	(引渡額) 196 t	(独自処理額) t	(引渡額) 195 t	(独自処理額) t	(引渡額) 194 t	(独自処理額) t	(引渡額) 193 t	(独自処理額) t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	13 t		13 t		13 t		13 t		13 t	
主として段ボール製の容器	915 t		911 t		906 t		902 t		898 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 137 t		(合計) 136 t		(合計) 135 t		(合計) 135 t		(合計) 134 t	
	(引渡額) t	(独自処理額) 137 t	(引渡額) t	(独自処理額) 136 t	(引渡額) t	(独自処理額) 135 t	(引渡額) t	(独自処理額) 135 t	(引渡額) t	(独自処理額) 134 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 338 t		(合計) 337 t		(合計) 335 t		(合計) 333 t		(合計) 332 t	
	(引渡額) 338 t	(独自処理額) t	(引渡額) 337 t	(独自処理額) t	(引渡額) 335 t	(独自処理額) t	(引渡額) 333 t	(独自処理額) t	(引渡額) 332 t	(独自処理額) t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,827 t		(合計) 1,818 t		(合計) 1,810 t		(合計) 1,801 t		(合計) 1,792 t	
	(引渡額) 1,827 t	(独自処理額) t	(引渡額) 1,818 t	(独自処理額) t	(引渡額) 1,810 t	(独自処理額) t	(引渡額) 1,801 t	(独自処理額) t	(引渡額) 1,792 t	(独自処理額) t
うち白色トレイ	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×守口市一般廃棄物処理基本計画に定める人口変動率

また、人口変動率は、近年の人口動向を勘案し、以下の表のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
141,729 人 (対前年度比)	141,064 人 (対前年度比)	140,400 人 (対前年度比)	139,735 人 (対前年度比)	139,071 人 (対前年度比)
100.00 %	99.53 %	99.52 %	99.52 %	99.52 %

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

市の分別収集については、下表に示すとおりである。

・古紙の委託業者による拠点回収については、飲料用紙製容器のみを対象としている。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	空き缶	委託業者による定期収集 住民団体による集団回収	市 民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん・ガラス	委託業者による定期収集	市 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	古紙	委託業者による定期収集 住民団体による集団回収 委託業者による拠点回収	市 民間業者
	段ボール			
	その他の紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	市 民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	委託業者による定期収集	市 民間業者

1.1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様 (形状、形式、能力、数量等)
排 出	戸別	
	集積場所	共通集積場所利用
		専用集積場所利用
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
	中継輸送車両	
選別・保管	ストックヤード	2,400 m ³ (保管可能容量)
	その他選別施設	

分別収集の用に供する施設

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空 き 缶	450袋	2 t 平ボディ車 2 t 塵芥車	市ストックヤード (一時保管場所) 委託業者 (選別・保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん・ガラス	450袋	2 t 平ボディ車	市ストックヤード (一時保管場所) 委託業者 (選別・保管)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	古 紙	450袋 ひもでくる 専用容器	2 t 平ボディ車 2 t 塵芥車	市ストックヤード (一時保管場所) 委託業者 (選別・保管)
段ボール				
その他の紙製容器包装				
ペットボトル	ペットボトル	450袋	2 t 平ボディ車 2 t 塵芥車	市ストックヤード (一時保管場所) 委託業者 (選別・保管)
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装	450袋	塵芥車	市ストックヤード (一時保管場所) 委託業者 (選別・保管)